別表第七及び別表第八を次のように改める。

別表第７（第19条関係）　法第33条第12項の総務省令で定める事項

１呼当たり信号数
総信号数
リルーティング指示に係る網保留時間
リダイレクション網使用機能（網内型）接続処理時間
リダイレクション網使用機能（中継交換機接続型）接続処理時間
リダイレクション網使用機能（加入者交換機接続型）接続処理時間

別表第８（第19条関係）　法第33条第12項の総務省令で定める事項の記録

機能の利用回数等

年度分

項目名	数値	単位
１呼当たり信号数		信号／通信
総信号数		億信号／年
リルーティング指示に係る網保留時間		秒／通信
リダイレクション網使用機能（網内型）接続処理時間		秒／通信
リダイレクション網使用機能（中継交換機接続型）接続処理時間		秒／通信
リダイレクション網使用機能（加入者交換機接続型）接続処理時間		秒／通信

（第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正）

第二条　第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一〔第２条・第６条・第７条・第８条〕

勘　定　科　目　表

資　産

科　目	款（原価部門）	項
１　電気通信事業固定資産		
⑴有形固定資産	第一種指定設備管理部門	１　一般第一種指定設備
		一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものに限る。）
		一般第一種指定中継ルータ
		ＳＩＰサーバ
		ゲートウェイルータ
		メディアゲートウェイ
		一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものを除く。）
		網終端装置（ＩＰ－ＶＰＮサービスに係るもの）
		網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）
		収容イーサネットスイッチ
		中継イーサネットスイッチ
		ゲートウェイスイッチ
		伝送路
		（何）
		２　特別第一種指定設備
		端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）
		主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)
		端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）
		主配線盤（光信号の伝送に係るもの）
		公衆電話設備
		端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）
		端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもののうち、加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの）
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）
		端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）